

議案第50号

基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和36年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則中第4項を削り、第5項を第4項とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第6条関係）

費用弁償額表

区分	費用弁償					
	鉄道賃	船賃	航空賃	その他の交通費	宿泊手当 (1夜につき)	宿泊費 (1夜につき)
議員	運賃 急行料金 寝台料金 座席指定料金 特別車両料金	運賃 寝台料金 座席指定料金 特別船室料金	実費	実費	2,400円	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の「指定職職員等」に規定する都道府県

						ごとの宿泊費基準額を上限とし、その定額の範囲内の実費額
--	--	--	--	--	--	-----------------------------

備考1 鉄道賃のうち、急行料金以下の費用については、公務のため特に必要とするものに限る。

備考2 船賃のうち、寝台料金以下の費用については、公務のため特に必要とするものに限る。

備考3 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とする。

備考4 宿泊手当は、朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合は定額の3分の2の額、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合は定額の3分の1の額とする。

備考5 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに宿泊費の額の合計額を包括宿泊費とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の改正に伴い、旅費の支給費目の見直し及び実費弁償による支出を行うため、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を改正する必要がある。

令和 7 年 12 月 12 日原案可 決